
平成28年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第7日)

平成28年3月22日(火曜日)

議事日程(第7号)

平成28年3月22日 午前9時03分開議

- 日程第1 報告第1号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第2 議案第45号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第36号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第4 議案第37号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第38号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第6 議案第39号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計予算
- 日程第7 議案第40号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第8 議案第41号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第42号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第43号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第44号 平成28年度吉賀町一般会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第1号 議会委任による専決処分の報告について
- 日程第2 議案第45号 吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第36号 平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第4 議案第37号 平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第38号 平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第6 議案第39号 平成28年度吉賀町町介護保険事業特別会計予算
- 日程第7 議案第40号 平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第8 議案第41号 平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第42号 平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第43号 平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第11 議案第44号 平成28年度吉賀町一般会計予算

出席議員(11名)

1番	桑原 三平君	2番	大多和安一君
3番	三浦 浩明君	4番	桜下 善博君
5番	中田 元君	7番	河村 隆行君
8番	藤升 正夫君	9番	河村由美子君
10番	庭田 英明君	11番	潮 久信君
12番	安永 友行君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	中谷 勝君	副町長	……………	岩本 一巳君
教育長	……………	青木 一富君	教育次長	……………	坂田 浩明君
総務課長	……………	赤松 寿志君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	齋藤 明久君	保健福祉課長	……………	宮本 泰宏君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	光長 勉君
柿木地域振興室長	……………	三浦 憲司君	出納室長	……………	谷 みどり君

午前9時03分開議

○議長（安永 友行君） それでは、開会前にお伝えしておきます。

7番の河村隆行議員は、親族の不幸の関係で多分出席はされると思いますけれども、予定ですが、ただいまおられませんのでただいまから開始します。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので直ちに本日を会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

なお、発言の取り消しについてお諮りをいたします。

3月16日の一般質問の質問、答弁において不適切な発言がありましたので、当事者のほうから発言の申し出がありましたので、お諮りをします。

1件目は、庭田議員の「有価物処分について」の質問の際の2回目以降の庭田議員の質問と町長の答弁と取り消し、2件目は、藤升議員の「エコビレッジかきのきむら構想の検証は多面的に」の際の町長の答弁の一部を取り消しです。

お諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、庭田議員、中谷町長からの発言の取り消しについては、それを許可することに決定をしました。

日程第1. 報告第1号

○議長（安永 友行君） 日程第1、報告第1号議会委任による専決処分の報告についての報告を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） おはようございます。

それでは、報告を第1号でございますが、行いたいと思います。

議会委任による専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月22日提出。吉賀町長中谷勝。

1ページをお開きください。

専決処分書。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により次のとおり専決する。平成28年3月7日。吉賀町長中谷勝。

記

損害賠償の額を定めることについて。

1、損害賠償の額、48万5,034円。

2、損害賠償の相手方、吉賀町内法人。

3、事故の概要、平成28年1月27日午後3時ごろ。蔵木中学校敷地内を相手方の車両が通行中に校舎屋根から落雪が発生し、車両の屋根を損傷したというものでございます。

詳細につきましては、総務課長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細報告を求めます。赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） おはようございます。それでは、説明をさせていただきます。

事案は、先ほどの議案に記載のとおりなんですけども、1月27日に蔵木中学校のほうに来校しておられた町内の業者の方の車が用事を済ませて学校から移動する途中で学校の校舎から屋根

が落ちて。

済みません。屋根から雪が落ちまして、車の天井のところちょうど落ちまして、これで車がちょうど天井がへこんだようなそんな状態になりまして、たまたまけが等はなかったんですけども、それで車が傷んだということで、その修理代とそれから修理の期間中の車のリース料、合計合わせまして、48万5,034円の修理費とリース料をお支払いするというので、今回御提案をさせていただいたものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で報告は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 勉強不足なのでちょっとお聞きしたいのですが、これは一般の家でもよくあることと思うのですが、一般の屋根から雪が落ちて通行された車に落ちた場合は、その一般の家の持ち主の方が弁償するのと同じようなことと思うのですが、これは建物が学校、町立ということで町に責任があるということなんでしょうか。一般の分と比べてどうなんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおりでございます。一般の家庭であれば、やっぱり所有者の方の責任が問われるということですので、今回は学校の校舎でありましたので、町立の学校ということで、町のほうに賠償責任があるということですのでその修理代をお支払いしたということでございます。

○議長（安永 友行君） 桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） これは、以前もあったかどうかちょっとわからないのですが、今後はこういうようなおそれがあるときは、学校のほうで、落雪の危険があるとか何かというような表示をするということも検討でしょうか。それとも当たり前。どうですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

表示ももちろんなんですけども、庁議の中でちょっと確認させていただいたのですが、例えば雪どめをするとか、そういったことも徐々にやっていく必要があるだろうということ、すぐにはならないと思いますけども、そういった施設の改修等もやっていかなきゃいけないだろうということで確認をさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） この案件は、たまたま自動車、物損ということですが、これが、もし、児童さん、それとかそういう一般の人的な被害ということになった可能性はないわけではないと思いますが、その点、そうしたことについてやはり落雪については私の家なんかと同じこ

と言えるのですが、なかなか難しい問題があるのはあるのですが、そういう場合はどういうふうに対応されますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

なかなか未然に防ぐというのは難しいこともあると思うんですけども、先ほど言いましたように、例えば、雪どめをすとか、それももちろん注意喚起をするということもありますけども、そういったことでやはり事故がないように対応していかなくちゃいけないというふうには思います。

なかなか施設の問題はなかなかお金もかかりますので、すぐ全体ということもなかなかならないと思いますけども、やはりそういったところを検討して注意喚起を促すとともに、施設の修繕等についてもやはり検討していかないといけないというふうには思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） それで、これは損害賠償、賠償保険というものの適用は、もちろんそうした保険を対応はされているか、それとも今後検討をいたしますか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 町有の施設について、総合賠償保険というのに加入しておるんですけども、今回の場合は、保険の対象になっておりますので、全額補填をされる予定でございます。もうすぐ入ってくると思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑なしと認めます。

なお、本案は報告をもって終了といたします。

日程第2. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 続きまして、議案第45号でございます。

前回の差し替えといえますか、取り下げをさせていただいたものでございます。

議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。

吉賀町固定資産評価審査委員会条例（平成17年吉賀町条例第65号）の一部を別紙のとおり改正する。平成28年3月22日提出。吉賀町長中谷勝。

詳細につきましては、税務住民課長のほうから御説明申し上げますのでよろしく願いいたし

ます。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） おはようございます。

それでは、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

これは、先般の議会で、事件撤回の請求ということで議決をいただいた案件の新たな提案ということでもあります。

まず、古い議案のほうと見比べていただきまして、どこが変わっているかということの説明をさせていただきたいと思います。古い議案については、議案第26号であります。

いいですか。それで、議案第26号の中で、1ページ開いて改定する条例が出ておりまして、中段より下、第5項がありますその下第11条に古い前のが載っておりますが、今回、追加で改正された部分、第10号がその前に、第10条第1項1行が追加されているということでもあります。

それから、附則の適用区分が見比べていただきますと変わっておりまして、その2点の修正があったと。これが議会の会期直前のところで来まして、ちょっとそこを私も見落としとったわけですが、それがありましたので、今回取り下げをさせていただいて、この2点について改めて修正する形で再提案をさせていただいたということでもあります。

以上、簡単ですが詳細説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の詳細説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第2、議案第45号吉賀町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第3. 議案第36号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第36号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算を議題とします。

本案については質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、興学資金のことですが、6ページの歳出ですけども、一般管理費の貸付金であります。これの予定をしている人数、新たにされる方と引き続きされる

方の人数がわかりましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

既にというか、昨年以前のところで貸し付けておられる方が15名で、新規が10名分見込んでおります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第3、議案第36号平成28年度吉賀町興学資金基金特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第4. 議案第37号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案37号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件も質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 18ページの保健事業費、特定健康診査等事業費の003で事業費が上がっておりますが、この特定健康診査のときに管理栄養士等によります指導等が行われるのかお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

特定健診の中に管理栄養士の指導があるかないかということなんですけども、イメージをしていただければありがたいのですが、8時半ぐらいから受付をして、11時ぐらいまで午前中は受付をして、3時間で午前中は大体終わるという仕組みになっています。

午後は、1時から受付をして、2時で受付を切って、3時間で終わりますので、4時ぐらいに終わるという仕組みになっていますので、その3時間の中で基本的にやらなければいけないバイタルのチェックであるとか、血圧とかそういういったものをもろもろをやって、最近是小笠原歯科医師、それから、河野歯科医師の口腔検診なんかもやりますともう時間がないですから、ですから特定健診のセットメニューの中では管理栄養士の指導はございません。

今、人間ドックのほうでは管理栄養士の指導がありますので、それは十分時間がありますから、一対一になりますから、そちらのほうで管理栄養士ではないんですけども、栄養士の指導であるとか、そういった格好の栄養指導はやっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第4、議案第37号平成28年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第5. 議案第38号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第38号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても、質疑は保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第5、議案第38号平成28年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

日程第6. 議案第39号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第39号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） この介護保険ですが、27年度の補正予算で地域密着型と、要は、自宅で介護する分と、それから施設に入れて介護する分の給付費が大幅に減額で補正されたと思います。そのときの理由が、制度が変更されてそういうサービスを利用することが少なくなったというのも一つの要因だということを聞いたんですが、これは無理に施設を追い出したというように一部の町民から聞いたことがあるんですが、そういうことはないと思っておるんですが、その辺の対応はいかがなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えします。

無理にというニュアンスなんですけども、もう一回整理をさせていただきますと、介護保険施設は要介護3以上でないと原則入れないというふうに制度改正になりましたので、当然に要介護1・2の方は施設に入所をすることができなくなりました。

ただ、施設に入所をすることができなくなったといっても、いきなりその方々を、では在宅へということにもなりませんので、特例措置で要介護2の場合なんですけども、医療度の場合は、

医療判定は1、2、3とあるんですけれども、医療度が重たい方がいいであるとか、それから在宅で生活をしていく上で家庭介護力がない場合であるとか、それから要介護2の場合でも、その人の状態像が在宅で生活をするに適せない場合、例えば糖尿病の管理がいるであるとか、それから特に下肢の筋力の低下が激しいとか、それから認知症が激しいとか、そういった場合には、同じ要介護2でも施設が入所ができるようになりました。この部分については、市町村の判断になりますので、そういったことについて私たちは一応個別に判断をさせていただいています。

一応、介護保険制度は市場原理が導入されていますので、利用者の施設事業者との両契約制度になりますので、その利用契約制度において、その方が、不当な、入所を拒否されたということがない限りにおいては、やはり要介護3以上の方が日本、どこの施設でも基本的には原則として入所をすることができなくなったというのは、そういった介護保険制度上でのくくりになりますので、ニュアンスの受け取り方として、追い出されたというような気持ちをお持ちの方もおられるかと思うんですけれども、原則としてはやはりそういうふうな制度になっているということは御理解をいただかなきゃいけないのかなというふうには思っています。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） ちょっとよくわからないのでお聞きします。

20ページの介護予防把握事業費の下に介護予防普及啓発事業費として、これは以前このメインのほうであった分ですけれども、ここで003の介護予防普及啓発事業費というのがございます。若干説明もお聞きをしているんですけれども、もう一度、資料の3月3日に示していただきました資料の6ページをちょっと参考にどの分がここに入るのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 議員の御質問にお答えいたします。

今、3月3日の資料をお持ちでしょうか。3月3日の全員協議会でお示しをさせていただきました資料ですけれども。

ないですか。わかりました。

では、ないということを前提に御説明させていただきます。

平成27年度は、一般会計事業としまして、一次予防事業で8本の事業を組みました。

まずは、地域住民グループ支援事業、それから生き生き百歳体操、それから骨折転倒予防教室、からだ爽快教室、水中運動教室、若返り学校、認知症予防プログラム、巡回健康教室です。それから二次予防事業としまして、ニーズ調査事業と生き生き教室を組んでおりまして、これは予算上でのくくりで今のように10本の事業を一次予防、二次予防という格好で分けております。

平成28年度からは、3月3日の全員協議会でお示しをしましたように、新たに地域支援事業

を前倒して、介護予防日常生活支援総合事業に組み替えるということで、この内容をすべて組み替えております。

まずは、予算書で言いました介護予防把握事業ですけれども、これはニーズ調査把握事業をここに組み込みました。それから、次に、介護予防普及啓発事業としまして、生き生き百歳体操、それから骨折転倒予防教室、からだ爽快教室、水中運動教室、認知症予防プログラム、巡回健康教室、生き生き教室を組んでおりますので、ここは今まで一次予防で組んでいたものと二次予防で組んだものを整理してここに一括して組み込んだということでございます。それから、続いて一応説明をしておきますと、21ページになりますけれども、ここには新たに地域介護予防活動支援事業としまして、地域住民グループ支援事業を組んでおります。それから、もう一本、地域リハビリテーション活動支援事業としまして、若返り学校を組んでおります。

というような格好で、一応27年度の一次介護予防事業、二次介護予防事業というものを、平成28年度一般介護予防事業として、今、御説明を申し上げましたような予算編成というんですか、事業編成に組み替えたということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

○議員（1番 桑原 三平君） 18ページ、地域支援事業費の13委託料、総合相談事業費のことについてちょっとお聞きしますが、この総合ということになりますと、介護だけではなく、各介護費、特会で出ているわけですが、その点、そういうことになりますと、いろんな相談があると思いますが、その点は介護に特化するものではない相談も受け付けるかということと、多分事業委託料は社協あたり出ていると思うのですが、我々議員にもいろんな住民の方から相談があります。そうした中で、どういう我々も詳細をつぶさになかなか分かっているものではありませんので、相談は受けたが、またその相談をどういったところの部署に持っていけばいいのか。そうした社協に持っていてもいいのかも、あっさり福祉課のほうへ話を持って行ったほうがいいのか、その点、判断に困ることがありますが、その点についてちょっとお聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） まず、前段の相談の内容ですけれども、制度で申し上げますと、これは介護保険の包括的支援事業という格好になりまして、まず必須事業になります。

必須事業は、介護予防事業、それから先ほど申し上げました介護予防日常生活支援総合事業、それからこの包括的支援事業。この3事業は全ての市町村は地域支援事業の中で絶対にやらなければいけない事業ということになります。

この包括的支援事業の中には、今の介護予防のケアマネジメント業務、これは要支援1・2の方の調査であったり、チェックリストをつくったりする作業。それから先ほど議員から御質問が

ありました総合相談支援事業、これは被保険者の方から相談があった場合には、保健医療の向上や福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業という格好になりますので、心身の状況や生活の状態、保健医療、公衆衛生、社会福祉など、関連する内容についてはすべからく包括的に聞きをして、それに対するソーシャルワークをしていくという、そういうものです。

ですから、この相談以外、電気料がおかしいんだけどどうだろうかとか、水道料が高いけどどうだろうかとか、そういうことも含めて、全ての生活関連行政に関するものをお聞きをして、サポートしていくということになります。

もちろん要介護1から5までの方のケアマネージャーさんがやるケアマネジメントの中にそういうものも入り込んでいるんですけども、向こうのほうはプロパーといいますか、専門性が高いですから、ほとんど介護保険の中のケアプロなのばかり相談を受けるという格好になっていますので、こちらのほうは介護保険の要介護1・2、1から5以外の方で、健康な方も、それから少し虚弱な方も、要支援1・2の方も含めたところで全ての相談に応じるということになります。

相談を受けたものは、その次の御質問でありました、どういうふう処理するかということなんですが、これは必要な期間におつなぎをしたり、そこでそれに対する内容を調べて、虐待が発生している場合だとか、それから虚弱だけでも、このままほっておくと要介護1になる、2になるという場合には、やっぱり予防的な支援でのサービスにつなげるような、そういうふうなカンファレンスを開いて、そちらにつなげていくというような作業もします。

どこに相談したらいいかわからないということだったと思うんですけども、今、社協もそのことをずっとこの1年間考えてきまして、社協の中にある地域福祉課、それから訪問看護ステーション、それから訪問介護、それからケアマネージャーのいる介護支援事業所、それから保健センターにある地域包括支援センター、それからみろく苑の相談、それからとびのこの相談部署という格好で、7カ所に相談が分かれています。

このことは、住民の方々に対して相談の窓口があまりにも多すぎて、混乱を招いているということがこの間我々もずっとあったものですから、社協と2年前から協議をさせていただいて、来年度の予算の中で、社協の今の福祉センターのフロアを、構造を変えて、そこでワンストップサービス化しようということになっていますので、一応全ての相談はそこに地域包括支援センターがそこに入り込んでくる予定ですので、そこで全ての相談を受けようという格好になります。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

質疑がないようですので、日程第6、議案第39号平成28年度吉賀町介護保険事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第7. 議案第40号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第40号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算を議題とします。

本件についても質疑は保留してありますのでこれより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 7ページの補償費で稚アユ補殖費として上がっておりますが、説明していただいたんですが、再度説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 三浦柿木振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 稚アユの補償費について説明をします。

まず、高津川漁業協同組合に支払うものですが、発電所に取水をして、また取水した後、減水するということがアユの漁獲量に影響するということが、補償費を支払うということになっております。

それで、補償費の算定についてですが、稚アユの補殖の数を2万7,200尾として、それに稚アユの単価を掛けて、128万576円という補償費になります。それで、今回予算に上げておりますのが、その128万円から7万2,000円減額したものを予算として上げております。

この減額につきましては、発電所の運休日数により、その補償の額を減らすというものがあつて、1日当たり減額する金額につきましては、全体の補償額128万576円の3分の1のところ運休日数に応じて減額をするというものです。

ということで、128万円の3分の1の金額に、365日分の今回62日分を運転を休止したということで、その計算により7万2,000円を減額したものがこの120万9,000円という計算になるということです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 7ページの003で一般会計の繰出金ということで1,400万円。前回の説明では、子育て支援のほうに使われるということなんですが、具体的に子育て支援の中でも、このほうに使うとかそういうのは具体的なんですか。何か決まっているのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 三浦柿木振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） 私のほうから1点お答えします。

こちらの会計から一般会計繰出金1,400万円はまちづくり基金に積み立てるために充当するということが、一般会計のほうでまちづくり基金についての運用については別途答弁をしたい

と思います。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 私のほうからちょっと補足を説明させていただきますが、参考資料の142ページと143ページのところにも一覧表がついておりますけども、一般会計、お金の流れもそこに書いてあるんですけども、一般会計のほうで平成28年のところから28年、この1,400万円が小水力発電基金の繰入金といった一番下の表のところに入っておりますけども、これを、例えば、事業とすれば、その上にありますけども、保育所の利用料であるとか、へき地保育所の利用料、放課後利用クラブの利用料、学校給食、子ども等の医療費、この事業に充てるということです。

これにつきましては、ここの事業が平成28年で言いますと、その事業費が合計A7,656万8,000円、これだけの事業費が要りますと。

これに対して、平成28年度で見ますと、過疎債のソフト借入額というのがありますが、下の表のAの財源内訳Bがありますけども、これで後年度に向けて、過疎債を借りて基金のほうに積み立てをします。基金のほうからことしの分で言いますと、C5,780万円を取り崩します。そして、これの7,656万8,000円の事業費に充てるという感じで、その財源の中にこの発電会計からの繰入金も含めて、この子育て支援対策の事業費に充当するという、後年度までずっとそれを続けていくということで今年度から始めさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 歳出の6ページ、財産管理費の一番下に基金積立金として、2,756万8,000円とありますが、先ほどの一般会計の繰り出し、まちづくり基金のほうにあります。それとこの小水力発電事業の基金の積立金のバランス、なぜこういう金額の割合になるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 三浦柿木振興室長。

○柿木地域振興室長（三浦 憲司君） お答えします。

まず、水力発電の収入から20年間安定した有利な売電単価で収入があるということがあります。その全体の収入から推計された約20年間の収入の推計から、まず基金積立金ということで今回改修工事を行って、4億9,000万円ですけども、約5億円をかけております。

この約5億円をまず長期の推計の中で回収するためにどのくらいの収支があるかという計算をしまして、約20年後に基金の残高が4億9,000万円になるように基金の積み立てをすれば、その余ったお金が今回でいうふるさと基金へ積み立てが可能だという計算をして。それで最初に4億9,000万円を確保して、残りについて毎年1,400万円積み立てるという計算をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第7、議案第40号平成28年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算の質疑は保留しておきます。

ここで10分間休憩します。

午前9時57分休憩

.....

午前10時08分再開

○議長（安永 友行君） 会議を再開します。

----- . ----- . -----

日程第8. 議案第41号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第41号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してあります。これより質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、簡易水道の特別会計ですけど、9ページでその他経費の中の調査委託料で新水道ビジョンをつくるための経費が上がっております。この新水道ビジョン、今のところ予定をされている、いつまでの期間の分をこのたびの分で設定を予定をしているのか、それとアセットマネジメントの計画ですけども、これについてのいわゆる何年後を、説明では50年100年後ということもありましたが、現時点でいつごろまでを見ているのか。

それとこのアセットマネジメント計画作成のスケジュール、調査から最終の報告までですけども、どのような予定とされているのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 新水道ビジョンに伴います基本計画とアセットマネジメントでございますけども、先ほど議員も言われましたけども、新水道ビジョンが50年後100年後を見越したものでございまして、町の水道事業ビジョン、それからアセットマネジメント計画でございまして、これにつきましては、計画期間というのがちょっと何年までというのが今ここで明らかにできないものなのですけども、計画期間が何年間かという資料がないので、後ほどちょっと調べて答弁させていただきます。

それから、スケジュールでございまして、これにつきましては、一応平成28年度中にやると。基本計画とアセットマネジメント計画を作成するというところで今考えております。

この両方を一度にやるということで、調査委託料の経費が若干削減できるだろうということで、今回、この2つを同時に平成28年度で実施するという計画にしております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

この計画を作成するための財源は全てが一般財源であるというふうになっているのか、何らかの措置で国等からの支援が受けられるものなのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） これについての支援というか、補助金とかそういうものがちょっとありません。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 公営企業会計に全部移行するという事で全部されておると思いますが、蔵木の浄水場で改修工事をしていたら、配管が150ミリだったのが、現地では100だったとかということで、台帳と違うような箇所がいろいろ出てきたように今年のあれでは聞いておりますが、公営企業をするに当たってのその辺のきちんとした台帳の整理というんですか、そのあたりについては、完全にできるのでしょうか。そのあたりをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） 法適化の準備を進めてきておりますので、固定資産台帳につきましては、既に整備を随時やってきております。それで、最近の新規の事業分につきましては、その都度今それに付け加えてという形でやっておりますので、今年度中で当然法適化の準備のために必要でございますので、固定資産台帳につきましては、整備は終わります。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第8、議案第41号平成28年度吉賀町簡易水道事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第9 議案第42号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第42号平成28年度吉賀町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第9、議案第42号平成28年度吉賀町

下水道事業特別会計予算の質疑は保留をしておきます。

日程第10. 議案第43号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第43号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、日程第10、議案第43号平成28年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算の質疑は保留して、次に進みます。

日程第11. 議案第44号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第44号平成28年度吉賀町一般会計予算を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。

なお、最初の質疑の際はわけましたけど、わけませんので、ページ数等を述べられて質問をしてください。質疑はありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） それでは、一般会計ですが、29ページ、貸付金元利収入で、上から2番目の医療法人石州会貸付金収入として1年分上げられておりますけども、繰上償還をするという計画でお聞きをしておりましたが、繰り上げ分はどの部分で計上されているのか、ちょっとわかりませんのでお示してください。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。29ページの貸付金元利収入は毎年の償還分というふうにお伝えしましたけども、そのとおりでございます。

それ以外につきましては、28ページの地域福祉基金繰入金1億円というのがあります。これをもって今度緊急支援の補助金に充当しますけども、それからまた償還があったら、今度これを減額するような形で新たにまた補正予算等で償還分については貸付金元利収入と受けて、この繰入金を減らすような、そういう補正予算を組むことになると思いますけども、まだそれについては、当初予算では計上しておりませんので、入ったときに今度繰入金を減額して貸付金元利収入を計上するというので当初予算ではまだ計上しておりません。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 債務負担行為が、122ページ、123ページとありますけれども、この中で指定管理の分がたくさんあるんですが、この指定管理の期間というのを、既に指定

管理者の委託というのは議決も既に26年度にされておりますが、吉賀町の条例、または規則で、「吉賀町長期継続契約を締結することができる契約に関する施行規則」というものがありますが、それによりますと、この指定管理の分については3年までというふうになっているというふうに読み取れるわけなんですけども、そういう規則との内容が不整合なまま事務を行っていくというのはどのように対処したらいいのかわかりませんので、その点についてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） お答えします。

まず、長期継続契約のことなんですけども、これにつきましては、地方自治法の234条の3というのがあるんですけども、こちらのほうでちゃんとうたっております。

それで言いますと、「第214条の規定にかかわらず」ということで、214条の例外ということなんですけども、第214条というのは何があるかという「債務負担行為」について記入があります。

要は、この債務負担行為を行わずにできる契約と、長期契約ができるのはこの債務負担行為の手続をしなくても長期契約ができますよということがこの243条の3で記載をしてあります。

その中身については、「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約」というふうになっておりまして、ですので、指定管理については債務負担行為も当然議決をいただきますので、この長期契約とはちょっとものが違うというか、内容が違うものになろうかと思えます。

ですので、ここにある長期契約の条例の中では、5号で「庁舎又は公の施設の管理業務の委託」というのがありますけども、ここで指しておるのは指定管理を含まない、例えば消防の点検とか、あるいは清掃業務とか、電気の保安業務とか、こういったものを指しておりまして、指定管理そのものはこの長期契約の条例の中身には該当しないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 18ページの住宅使用料ということで、町営住宅使用料というのが載っていますが、この町営住宅使用料というのは、一般の町営住宅の家賃、それから優良住宅ですか。町営の家賃、移住者の住宅の家賃を総合したものと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

定住住宅、それから町営住宅等です、教員住宅とかそういうのは含んでおりませんが、税務住民課が管理しております住宅使用料になります。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） では、その家賃の決め方ですが、家賃はこの住宅条例14条では、

「家賃の決定は毎年度」云々とありまして、「近傍同種の住宅の家賃」を参考にして決めるということになると思うんですが、その辺での決め方がちょっとこの条例をよく読んでもわからないのですが、単純に言ってどういう決め方になるのか、お示してください。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 今、資料がありませんので詳しくはちょっと答弁できないのですが、定住住宅等については定額の金額でやっております。

町営住宅については、前年の所得、または今、議員がおっしゃいますように、近傍等の率、それからまた住宅の面積等でいろいろな計算をしておりますので、それとか、建てた年代、そういった部分が全て関係してきますので、今、資料がありませんので、また後ほどということで、詳しいことは答弁したいと思います。

なかなかいろいろな要素を持っておりまして、ただ口頭で全てを回答するのは大変難しい部分があるわけですが、資料としてこういう基本出しているというのは出したほうがいいですか。いろんな要素がありまして、なかなか口頭で説明して十分納得していただくということがなかなか厳しい部分があるんですが。

○議員（2番 大多和安一君） すぐには。

○税務住民課長（齋藤 明久君） すぐはちょっと出せない。

すいません。あと、また答えさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） それでは、いろいろあるようなので、端的に申しますと私が住んでおります沢田の中原住宅。最近新しく塔尾橋過ぎたところへ建てられましたけれど、あそこの町営住宅1戸が現在7万3,000円だと。それで、今度4月になると10万円を超えると聞いておりますが、本当なんでしょうか。

広さと面積と建築年月日をして、10万円を超えるような家賃というんだったら、この近傍同種、吉賀町にそんなにはないし、あれくらいのだったら、東京とか大阪ならいざ知らず、この吉賀町のような山の中でそんな高額な家賃になるということが本当に想定されるんですか。しかも、現在でも7万3,000円という家賃を払っていると聞いておりますが、そのあたりについて、どのようなお考えなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） この住宅は比較的新しいということで、旧住宅を建て替えて、住み替えといいますか、そこにおられた方が新たに入られているということでありまして、既に前あった住宅は取り壊しを行っているという状況になっております。

これについては、あくまでも所得、金額を決定する部分が所得でありまして、所得で判断をす

る部分が大きいということで、計算した場合、そういった10万を超える金額になってしまう。
所得が高ければそういうふうになってしまうということでもあります。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 吉賀町は、定住・移住を進めると。どんどんそういう支援をする
といいながら、そんな高額の町営住宅の家賃で、果たしてこの吉賀町に定住してもらえるのです
か。幾ら前年度の本人の収入がいいからといったって、その1,000万円を超えるような収入
でもなかろうし。

聞いたところによると、本人は町内企業に勤めるということ、旦那さんが。奥さんは、家賃が
高いので家賃を賄うためにアルバイトに出ていると。そうしたら、両方の収入がふえたのでまた
上がるというようなことで、もう吉賀町を出ていこうというような人らしいのですが、そういう
ことが多々あるというように聞いております。そのあたりについて。収入だけでそんな7万円。
僕もびっくりしました。7万3,000円もする町営住宅があるとは思いませんでしたので。高
うても4万5,000円とかそれくらいかなと思ったのですが。

そのあたりについて、本当に収入だけでやるというのは、ちょっとあまりにも極端なんじゃな
いかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） お答えします。

あくまでも町営住宅については、国の制度によって家賃が算定されます。一番大きい要素は所
得ということになりますので、住み替えで移転をしていただいたので、最初の年5年間をかけて、
制度に合わせていくというような負担調整をしていくわけですが、それが28年度では上限にな
ってしまう、上限といいますか、負担が100%になってしまうという事案になっております。

住み替えをされるときに、定住住宅等も空いておりましたので、そちらへの年数がたつと家賃
が年々上がっていくという説明もしておりますし、定住住宅も当時空いておりましたので、定住
への移転といったことも勧めたわけですが、その方については今の新築の住宅へ移りたいという
ことで、そういう状況になっているということです。

公営住宅については、所得が最初の入居の際に所得が月額15万8,000円だったですかね。
以上の方は入れないということになっておりまして、その方は既に超過を移り替えのときにあつ
たということで、定住住宅への住み替えを打診したわけですが、そのままで年々上がっていった
という状況になっております。

以上、説明をさせていただきました。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） ということは、月額16万円ぐらいの給料をとっておれば、町営

住宅には入れんよということになると思うんですが、そのような住宅政策でいいんですかね。一つは、このふるさと創生、吉賀町をつくっていこうという町長の施政方針の中で果たしてそういうことがいいのかどうなのか。私は不信に思います。

それと同時に、定住促進住宅については農業をしていないと入れないんだということも聞いております。あわせて空き家バンクに登録したものは、定住するもんじゃないと。入居させないとか、いろいろありますが、吉賀町に定住しようと思ってくる人に対して、何かえらい……。

中には、ちょっと質のよくない方もおられるかもわかりませんが、この吉賀町に定住しようとしているいろんなことを考えてこられる方に対しては、ちょっとあまりにも厳しいのではないかという気がしているのですが、いかがなんでしょう。

○議長（安永 友行君） 齋藤税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 明久君） 説明がちょっと不十分なところがありましたので。

町営住宅については、国の補助金により公営住宅法でつくった住宅でありまして、所得の低いといいますか、そういった方向けにできた住宅ということになっています。

また、定住住宅、溝上とかいろいろあります。これについては、町が単独でつくっておりまして、定住等を目的としてつくった住宅でありますので、住宅は2種類あるということをまず御承知おきいただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今、御質問のありました住宅につきまして、御回答いたします。

今、税務住民課長が申しあげましたように、町営住宅には公営住宅と単独の住宅ございまして、公営住宅のほうは、先ほど税務住民課長申しあげたとおり、所得に応じて入居制限があったりするものでございます。

一方は、先ほど中に議員の質問の中にありました、農業をしていない人は入れない住宅があるというところがございますが、今、企画課のほうで所管しております普通財産である移住体験、お試し住宅につきましては、基本的に半年もしくは1年を最長として農業体験者等の受け入れを行っておりますが、農業をしていない人は入れないという事実はございませんのでそのことは申しあげておきます。

後、空き家情報バンクの制度の運用につきまして、今、吉賀町におきまして、空き家を改築しまして、そこを借りたい人にお貸しするという制度でございますが、これにつきましても、御本人様同士のマッチングをして、状況が折り合うのであれば、町として何ら制限をしているところではありませんので、その点は申しあげておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 59ページ、これの企画費の019、資料で行きますと議案の資

料の104ページの下段にございますが、これの対象となる新生活者の年収とか、それからいわゆる婚姻の日というのは、いつからであれば対象となるか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

これは、企画課と共同にやっている事業ですけど、私のほうから御説明申し上げたいというふうに思います。

まず、目的でございますが、経済的理由によりまして結婚への一歩が踏み出せない方々が多いということ、それから低所得者、特に世帯全体での年収300万円未満の男性の既婚率が減少するということが実際に報告をされております。

こういった方々を対象に結婚への一歩を踏み出して、結婚に伴う新生活に向けて支援をしようという、そういうものでございます。

内容ですけども、新規に婚姻した世帯に対しまして、新婚に伴う新生活のスタートアップにかかる新居の生活費、住居費、引っ越し費用等々、上限としまして18万円を支援するというものでございまして、対象は世帯年収300万円未満で、ただし奨学金を返済している世帯は奨学金の年間返済額を世帯年収から控除ということにしております。

時期は、4月より広報を開始いたしますので、当然に4月1日以降にそういった事実が発生したということになるかと思えます。

当然、予算の可決をいただいたものでないと予算執行ができませんので、4月1日以降にそういった事実があった方々を調査をさせていただいて、我々のほうでこの制度に適合するということになれば給付をしていくと、そういうふうなことになるかと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 40ページの005、生活バス路線確保ということでお尋ねしますが、前回の質疑の中で、燃料費についてはそれぞれが工夫して町内の各ガソリンスタンドに分散するように努力しているというようにお聞きしましたが、今度車両の整備費ですが、恐らく車検ということになると、町で今使っている車については、恐らく入札制度をとっていると思いますが、この生活バス路線として六日市交通とか柿木産業に貸与しているバス等についても、当然、その公告して車検の整備をする企業を決めているという制度になっていると理解してよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の大多和議員の質問についてお答えいたします。

生活交通確保対策事業として上げております005生活バス路線確保対策事業でございますが、

これにつきましては、いわゆる2つの業者が生活交通のバスについて運行することについて、町が端的にいいますと、赤字部分を補填するという事業でございます。

最初、もちろん必要最小限で行っておりまして、例えば、ゆ・ら・らの六日市線とか、日原線につきましても、それぞれ経常収益や経常費用のほうを報告いただきまして適正なものを補助対象としているものでございます。

指摘のありましたバスにつきましては、全て事業者さんの持っているバスでございますので、町から貸与しているものはこの中には含まれておりません。あくまでも運行事業者の自主判断で行っておりますので、その車検等、どこに出したかまでは町としては承知をしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 40ページなんですけども、空き家の家財等処分推進事業というのは50万円出ているんですけども、これは先ほどちょっと説明がありましたようにあれですが、これに関連して質問して悪いんですけども、今、空き家バンクとか、いろいろ空き家の調査をして空き家バンク登録をした家もあると思うんですけども、いわゆる倒壊の危機があるというのが、連担地でも、七日市なんか特に見受けられるんですけども、そういうところへ、現在は固定資産税の土地を別として家屋には老朽化して何十年もたっているから、ほとんど家屋税はかかっていないというような実態もあるますが、私が言うのは、通学路に指定してある場所は瓦がもうずれ落ちそうになっているとか、そういう問題を抱えている家があるわけなんです。

そうすると、そういった部分を、今、行政代執行というのを前から私も言っていました、そういうことも含めて、他人の物を行政が代執行するということにはなりません、前段で、持ち主へ、そういう倒壊の危険性、地域にいろんな生命から何からして、迷惑がかかるからということ、行政として所有者にそういう指導を現在しておられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、42ページなんですけども、地域おこし全体合計2,146万2,000円出ているんですけども、これは総務省が21年度より始めた事業だと思うんですけども、3年間の補助をもらってということで、今、全国でも、自治体の673団体が2,625人くらい、現在27年度にあると。年々ふえつつ、去年よりは1.7倍くらいになったというのをけきテレビで言っておりましたが、年内の目標を28年度は全国で3,000人にふやしたいというふうなことを発表しておりましたが、これを受け入れの際どういったことを基準にやっておられるのかなと思うのは、この協力隊のほうについては、きちっと就農ということをきちっとされてるんだと思いますけども、もう1ページ、73ページに半農半Xという補助金事業があるんですけども、

876万円です。これは、夫婦1組、夫婦を5組というふう聞いたような気もするんですけども、これとこの協力隊というのは全然目的といいますか、趣旨が違うかとは思いますが。

いずれにしても、人口をふやそうという地方創生に基づいてやろうとすることは非常にいいこととは思いますが、やはりこの帰ってこられる方がきちっとした目的を、当初、手続上のときにはしておられるんだと思うんですが、先ほどもちょっと意見がありましたが、いろんな諸問題、地域に迷惑かけたりとか、家主さんに迷惑かけたりとかというようなことが町のほうも知っておられると思うんですけども、そういうことが起きたのでは何のことやら意味わからんというような事業につながって、意味をなさんということにもなりますので、その辺、いかがなんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松総務課長。

○総務課長（赤松 寿志君） 最初の空き家のことについてお答えをさせていただきます。

これも法律が新たにつくられまして、いろいろ自治体によっては代執行でやっておられるところもありますけども、まだ吉賀町においてはそこまで行っていないのが現状でございまして、そのためにはまず前段でちょっと今正確な名称を覚えていませんが、町の計画的なものをつくる必要があります、それをつくらないとなかなかそういったことまでいかないというのがあります。ですので、今からそれをつくる作業に入っていきたいというふうに思っております。

ですので、近い将来、そういったことも代執行ということも視野に入れながらやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

所有者の指導はということなんですけども、つい最近も1件ありまして、ちょうどそれも通学路に当たるところでしたので、その所有者の方に連絡をとりまして「何とかしてください」ということで、町のほうから連絡をさせていただきましたけども、そういった形で本当に危険が及ぶようなところについては連絡をとらせていただいています。

ただ、なかなか、それではすぐやりましょうということになっていないのも現実なんですけども、そういった指導は町のほうからさせていただいておりますので、その点は御報告をさせていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） 地域おこし協力隊ですけれど、集落が崩壊するとやることで地域を元気にしようという形で、これは総務省がやったり、いわゆる建設省がやったりいろいろなのがあったのを統合してという話もありますけれど、いわゆる3年間何とか仕事があるから行ってみようというような方もおりますし、志を持って、そういった地域に根差してという方もいらっしゃる。そうした中で、ただ集落へ行ったら何をするかというと、地域の草刈りだけやったり、本当の手伝いをだけをさせられたということで、失望して帰られる方もいらっしゃるようです。

当町の場合は、一応目的を持った方に来ていただくというようなことで、ああして農業公社で

の事業、またエポックでの椎茸の生産に将来は従事していただくというような形で来ていただく。また、今度はああした白谷のお茶をいわゆる生産になっていただくようにと、目的を持って、うち当町につきましては募集しておりますので、そういったいい加減な部分はないんじゃないかなろうかというように思っております。そういったことで、受け入れるときには、そういった目的を定めたもので募集をしておりますので、その点は御心配ないかと思えます。

半農半Xにつきましては、担当しております産業課長のほうからお答え申し上げます。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それでは、半農半Xにつきましてお答えいたします。

この半農半X事業、これにつきましては月額12万円を1年間交付するというもので、27年度からはこれが夫婦で半農半Xをやられる方は1.5倍を出すということになっております。

今までこの27年度までで10人の方が半農半X事業を受けられておまして、現在もこちらで就農されておるといような状況にあります。

就農の状況につきましては、それぞれいろいろなことがあろうかと思いますが、定住対策ということもありますし、農業の担い手という目的も持っておりますので、就農、いわゆる農業面での指導、これにつきましては今後も産業課としてもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） いずれにいたしましても、いまの地域おこし協力隊も半農半Xも、いわゆる農業に主に目的を持ってこられるということだろうと思うんですけども、やはり補助制度がある。ことしは、1.5倍ということで18万になるということでしょうけども、例えばそのことで生活が成り立つように、本人さんもそのつもりで来てはおられるんだと思うんですけども、やはりその辺の指導、その辺をきちっとアフターフォローしないと、なかなか本人がいろいろな思惑が違ったり、条件が違ったりということで、挫折してこの地を去るということになっても。

いい人であればここへ定住していただくということが人口増加につながって生産性を向上させるということで、非常に前向きな計画であろうというふうに思いますので、そのためには住宅のきちっとした整備も、ただいろいろと新しくつくれということではなくて、今の空き家バンクでもきちっとしたものを提供してあげて、そのことが地域の担い手にもつながりますし、その辺できちっとした計画をつくっていく。そして、貸し出しをする。

きちっと指導も検証もして、守るといえばあれですが、その辺のところもしなくてはいけないと思いますし、先ほどの総務課長から答弁がありましたことについては、きちっとした計画書上げて、それを目に見えて明らかでございますので、実際問題、近所の方が、今、落ちかかってけがしたというまでは至っておりませんが、実際に落ちておろおろしてということがありません。

特に、七日市なんかは私がずっと見ますと30件ぐらいあるんです。空き家が。この前、地図で見ましたら。そういうことで空き家ということは住民がいないということになっております。その辺で条例整備に向けて、これは急務であろうと思いますので早急な手当てをお願いしたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 110ページに、これは教育委員会の。

公民館長の報酬が、今回議案に乗せられて、特別職報酬等審議会答申があったようですが、その中で公民館長の報酬がこの間一般質問の中での公民館の活動の役割と比較したらあまりにも低いように思うんですが、まず第1点として、この公民館長の報酬について、次の審議会へ答申をされる予定があるのかないのか、1点。

それと2点目として、公民館の嘱託職員の報酬が1,000万円ぐらい計上されておりますが、これは5公民館で各1人ずつかなと思うんですが、公民館の重要性を考えれば、もう1人ずつ。要は、2人ずつは雇用する必要があるんじゃないかなと思います。その辺についてお答えをお願いします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） お答えいたします。

まず、公民館長の報酬の増額について今後諮問する予定があるかどうかという問い合わせでございますが、今後、諮問する予定はございません。

それと、2点目の公民館の指示につきまして、各公民館に2人ずつぐらい必要ではないかというお話でございますが、前回の一般質問でもお答えいたしましたように、公民館主事の業務のあり方を精査して、業務の内容にめりはりをつけまして、そういうふうにして不要なところは落とす、やらなければならないところは力を注ぐというようなめりはりをつけて、今後も対応をしていけば、今の1人体制で十分公民館活動は運営できるというように思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

ここで10分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....
午前11時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11について質疑を続行します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 52ページの社会福祉費の010臨時福祉給付金事業というのが

ございますが、先般の説明で3万円の1,250人ぐらいというお話だったかと思いますが、実際65歳以上の方というのは、6,000人にしても40%で二千数百人くらいおられるかと思うんですが、その範囲、例えば、旦那には出るが奥さんには出んとか、そういうふうなこととか。それから、扶養になられとる方がおられるかと思いますが、以前、タクシー券というのが何年か前にあったかと思いますが、あれのときにも、私には出るが私には出なかったというようなことがいろいろお年寄りの方が言っておられましたが、この給付金につきましては、どの範囲が、どの程度まで行かれるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 御質問の内容だとちょっと混乱をしておるようですので、制度の整理をさせていただいてもよろしいでしょうか。

まず、52ページの010臨時福祉給付金事業は、説明でも申し上げましたけれども、消費税の8%増税分を平成27年度の国の予算でつきましたので、ただ、これは28年度に当初予算でつけてもいいということになりましたので、そちらのほうで対応するものでございまして、これは、27年度は6,000円でしたけれども、3,000円を高齢者の方々に給付をしていこうというものでございます。

めくっていただきまして、これが新たに出てきた事業です。

012の低所得者の障害遺族年金の事業ですけれども、これじゃ平成28年度の簡素な給付の措置に基づくものでございまして、生涯基礎年金、または遺族年金を受給しているもので、3万円を給付します。

それから013は、低所得者の高齢社向けの給付金で、平成28年度中に65歳以上となるもので、平成27年度の簡素な給付措置の対象者のうちの幾らかの方々にこれを給付するというもので、これも3万円でございます。

ですから、3本の制度がございまして、3本の制度を一応私のほうで整理をさせていただいたもので、中田議員がおっしゃるのはこちらの012・013のほうじゃないかなと思うのですが。

ということでよろしゅうございますでしょうか。

○議員（5番 中田 元君） 夫婦は。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 夫婦云々は関係ございまして、これは全て個人給付ですからそういったことは関係がないといえますか、申請の内容には記載をしていただきますけれども、夫婦云々ということでは対象になるとかならないということは条件はないです。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 夫婦と、それから低所得者ということがひっかるかと思うのです

が、それと今の扶養との関係があらうかと思ひます。扶養にかかかっている人は払う払わんとかいうことが出てくるんじゃないかと思ひんですが。

以前、先ほど言ひましたように、タクシー券のときに、私のはあるんじゃないけど私のはないとかという話がありましたけれども、その辺いかがですか。低所得者は幾らぐらい金額になるんですか。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） まだ、この012ははっきりはしてはいるんですけど、013は詳細がまだ出ておりませんので、そこら部分については、まだ我々のほうで、システムのほうで概算ではじき出したものですから、扶養関係云々についてはまだ調査をしておりませんので、それについては少し答弁を控えさせていただきたいというふうに思ひます。

というのは、010のほう、これは消費税が5%から8%に上がったもので、高齢者の年金生活者の方々に対しては家計を直撃するということで給付されるものですから、言わば、非常に広い範囲の方々給付をされますので、金額そのものは3,000円ということで少し低額なんですけども、こちらをめぐっていただきまして、53ページの低所得者の高齢者向けの給付金事業というのは、少しそこら辺で範囲を狭めてありますので、扶養云々所得がどれぐらいかということまではまだはっきり出ておりませんので、これについては事務の中で、また国から通達等来ますので、そういった中でやっといこうということで、今、国からいただひているのは、「支給対象者は平成27年度中の簡素な給付対象者の給付措置の対象者のうち平成28年度中に65歳以上となる者」ということ以外には、支給対象者の条件が書いてござひません。ですから、細かいものは今から出てくるというふうに思ひていますので、それについては国の資料を持ち合わせておりませんので、答弁は控えさせていただきたいというふうに思ひます。

それから、扶養の考え方なのですが、これは医療保険上での扶養、いわゆる住民世帯上での扶養、それから所得税法上の扶養、さまざまござひますので、この扶養の実態がどうなのかということも、この通達の中では当然我々は判断してはひなきゃいけなひというふうに思ひていますので、その扶養云々についても一体どういふふうになるのかということもちょっと今答弁はできかねますので、またわかりましたら御報告をさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の概要は出ていないということござひますけど、国会のほうでもいろいろばらまきじゃないとか、いろいろな話が出ておひまして、具体的に決まるとるんかなと思ひておひしましたが、そういうふうなことならいづれわかるかと思ひますが、ぜひその辺の内容が出ましたら、広報なりでしっかひお年寄りの皆さんに、「私のはこういうことで出んのじゃな」とか「出るんだな」ということがわかるような広報をしていただけたらと思ひますので、

すみませんがよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） これは、制度当初から私ども広報で随時お知らせをさせていただいてますし、各戸配付に近いような回覧でも回しておりますので、また今年度もそういうふうな格好で広報はしていこうと思っておりますので、また目にかけていただけたら幸いです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 87ページの上、商工費の024の彫刻の道の整備事業ですけども、澄川先生にも監修していただくということでお聞きをしていますが、この澄川先生の監修の費用というのはどこに入っているものなのかということと、今、整備する場所の上側の民地の環境整備について、所有者の方とどのような協議が進められているのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

澄川喜一記念公園彫刻の道でございますが、監修といいますが、構想につきましては、平成27年度でおおよそのイメージ図なり、できあがりの図面とかを作成していただいたところございまして、平成28年度現在の予算ではまだここでは計上されておられません。

今後、また「宇部ビエンナーレ」との調整にもなるかと思いますが、新たな彫刻を調達するという時点になれば、また置き場所とかそういうふうなところを含めて、監修なり御指導いただこうと思っておりますので、その予算と改めてまた、場合によっては計上することになるかと思っております。

それと、すみません。質問の「上側の民地」というのがちょっと場所が明確でないので、御教示いただければと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 申しわけありません。上側というのは、今のスタンドやら農協のある側のほうの、特に斜面とそれから下のところですよ。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在の計画についてお答えいたします。

現在、公営住宅のユースパームがある場所と今回の土地を挟んで反対側の農協側の倉庫があるところだと思います。

現在、関係機関と協議しながら、今年度予算におきまして、目隠しフェンス、必要に応じてフェンス、植栽等を行う予定としております。

一応、今、概略の図面はございますが、詳細まで決まっておられませんので、植える木の種類と

か、いろいろ今からその専門業者さんと調整しながら計画して平成28年度予算、現在改良工事費として2,212万2,000円を計上しておりますが、この中で対応していく予定としております。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） ちょっと質問が正確でなくて申しわけないのですが、今のユースパーム側が、前回は説明していただいたんですけども、ユースパームやらがあって、それから今の彫刻の道の整備をしている、彫刻が置いてあるところがありまして、農協側のところがあるんですけども、そのいわゆる農協側の整備をどのようにちょっと所有者等もはっきりわかりませんが、そちらの環境整備についての何らかの交渉の状況についてお聞きをしています。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の農協側ということでお答えいたします。

現在のとおり、今、農協の倉庫との間には水路がございまして、我々調べる限りではいわゆる国有地といいますか、公道ということ及び水路ということになっているように、今、把握しております。そこの件につきましては、現在、立派なコンクリート擁壁が仕切られておりまして、そこから外を改修する予定はございません。

現在の場所につきましては、当面は仮設道路としてしばらく利用することになるかと思っておりますので、直ちに全てのそこの場所について整備が完了するのはもうちょっと先になるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 107ページの教育費のほうですが、中学校費、021で中学校の施設整備事業というのがございます。これは、六日市中学校の改良工事というようにお聞きしまして、また吉賀中学校の下水、その辺の整備も入っているとお聞きしましたけれども、昨年、議会のほうで、学校の施設を総務委員のほうでちょっと聞いて、調査して歩きましたけれども、吉賀中学校の施設も見させていただきましたが、校長室とか、床等が大変かわいそうなほどみじめな床で、実際校長先生が座っておられるような部屋ではないような感じの部屋でした。

先生、教員が校長室に入られても何か寂しいようなところですし、また、当然、子どもたちが校長室へ呼ばれて入っても、ああいうような部屋ではなんとなく威厳がないというか、そういうふうな感じに見えたんですが、ことしの予算に入っていないかと思いますが、何かその辺のことは全然検討課題には乗らなかったのか、もし校長室だけでも直すようなことができれば、改修をしたらどうかと思います。

その辺、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 御質問にお答えをいたします。

吉賀中学校の校舎が傷んでおるといのは、私どもも認識をしております、今、傷んだ箇所から小さいところは直したりしています。

ただ、今、六中が昭和34年の建物で、それを急いだということがありますし、吉賀中学校がその次くらいに古くなるのかなというふうには思っていますけども、所々直すのではやっぱりやれんだろうというふうには思っています。

ですので、今後、それをどういうふうにしていくかというのは、今後検討していく課題だろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 今の六日市中学校の関連で質問させていただきます。

このたびの六日市中学校の件で、設計監理委託料が約550万円、中学校の改良工事で約1億2,500万円というふうに、約1億4,000万円近い計上がありますが、今の中学校は昔大人数のとき建てられたもので、今、生徒数が見ても50人切っておりますし、今後もふえる予定は非常に厳しい状況であります、1億5,000万円近い金で改修するのであれば、もう少し人数も考えて、新しく建てたほうがいいのではないかというような声も私も聞いておりますが、その辺についての改修がいいのか、それとも新築がいいのかという検討はされたのでしょうか。

それともう1点、以前、総務委員会で朝倉小学校に見学に行ったとき、床が、すごく湿気が多くて滑るというのを委員も皆見とるんですが、このたび屋根の改修で1,600万円ぐらいが上げられておりますが、その湿気を改修するということは今後計画はありますか。

その2点をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 青木教育長。

○教育長（青木 一富君） 六中の改修計画をつくるときに新築ということを対比しなかったかという御質問でございます。

対比をいたしました。結果としまして、まず新築をすれば、5億円以上かかるだろう。それに対して今の改修では1億5,000万円以内で収まると。今後のことを思いましても、現時点では改修で様子を見たほうがいいのかというふうな結論に至っています。

あと、朝倉小学校のことにつきましては次長のほうからお話します。

○議長（安永 友行君） 坂田教育次長。

○教育次長（坂田 浩明君） 朝倉小学校の廊下等の湿気についてということでございます。

朝倉小学校に限らずコンクリでできた学校というのはどうしても湿気が、特に6月とか7月とか、そういう高温多湿のときには湿気が浮いてくるというのはどの学校もでございます。

その対策をとることになりますと、抜本的にやり替えんといけんのかなというふうには思っていますけども、そういうふうな状況で、限られた期間だというふうな判断をしております、若干今のままで過ごしていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桜下議員。

○議員（4番 桜下 善博君） 立河内集会所がこのたび圃場整備の関係で新築ということが予算が上がっておりますが、相当各地区の集会所も古いがあると思うんですが、今後建て替えとか、あるいは新築の予定があればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 集会所の新築の予定ということについてお答えいたします。

現時点において、集会所の新築を行う予定はございません。

立河内の場合は、圃場整備による突発的な事象としまして対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、大多和議員。

○議員（2番 大多和安一君） 78ページの034農業競争力強化基盤整備事業費についてお尋ねします。

28年度は、要は測量調査の業務委託費が計上されておりますが、28年当初予算の概要の関係資料の147ページを見ますと、真田地区ということで申請箇所が出されておりますが、都市計画区域内になっておりますが、これを要は圃場整備するということについて、1点は、圃場整備すると、恐らく市街化調整区域という形になると。そうすると、いろんな農地以外には転用できないとか、いろんな農地以外には転用できないとか、農地を転用するにはまたいろんな問題、手続で煩雑になると思いますが、ここには昨年整備した人工芝のグラウンド「みらい」があって、この「みらい」をもうちょっと改良したらどうかという意見も出てくると思うんですが、そうすると、この調整区域ではなかなか難しいのではないかとということが1点はあると思います。

それと、2点目としてお聞きしたいのは、今、農業従事者がどんどん高齢化して、だんだん農業をやめていくという人がおられる中で、この真田地区でも基盤整備事業をやるということは農家の負担が今後ふえると思われませんが、それに対応できるほどのと言うてはあれですが、整備して、負担金を農家に負担金を払わせる必要があるのかどうか、負担金を払ってでもこの基盤整備事業というのを進めなくちゃいけないのかどうかをお尋ねします。

○議長（安永 友行君） 光長建設水道課長。

○建設水道課長（光長 勉君） まず1点目は、圃場整備後の農地の転用についてでございますけども、当然、補助事業でございますので、補助金の適正化の問題もさることながら、農地の転用の問題と、2つ問題があろうかと思っております。

それで、今、グラウンドの件ですけれども、それらの関連で、例えばいろんな施設をもう少しふやしたいとか、そういう意向が出るとかということも考えられるとは思いますが。特に駐車場であったり、そういう御要望もあるようでございますので。

御承知のように、今回の予算を計上しております測量業務委託料でございますけれども、これにつきましては、計画をする前の現状の地形図を作成する予算でございます。

今から計画を入れていくわけですけれども、圃場整備をするということは、やはり例えば、50年100年に1回の大事業でございますので、その辺のもろもろの計画があれば、その辺も加味した形でやっていただくのがいいのではないかというふうには思っておりますけれども、基本的に圃場整備の事業は申請事業でございますして、農地の所有者の方がやりたいという意向があつて、それをまとめて事業を申請するといった形になりますので、いずれにしてもその土地の所有者の方の意向も十分汲まなければなりませんので、今後、今から圃場整備の計画を入れていきますけれども、町もその中に絡んではいきますので、全体的にそういった要望があれば、その辺も考えつつ計画を立てていく必要があるのではないかと思います。

議員が御指摘のように、一旦、農地に整備されるとなかなか転用するのは難しいといった状況もありますので今後の検討課題ではないかというふうには思っております。

ただ、基本的には農地の所有者の方がどういった考え方をしているかということも重要な問題だと思いますので、4月に正式に地元のほうの圃場整備組合が発足する予定でございますけれども、事業自体は県営で実施されますので、県と地元と、また町もその中に絡んでいながら計画を立てていく必要があるというふうには思っております。

それから、2つ目の御質問でございますけれども、高齢化が進んで農業をやめる方も多くなって、さらに負担金がかかってくるというところで、なかなか厳しいのではないかということでございますけれども、1つ目はやはり農家の方と土地所有者の方の意向でやられるということなので、負担金が一応今の時点で地元負担金7.5%ということでございますけれども、その辺も当然御承知の上で事業を実施されるということでございます。

それに付け加えまして、2つ目でございますけれども、ちょうどそのページの035で県単農地集積促進事業という事業費が上がっておりますけれども、これが県の単独事業で地元負担金を幾らか安くしようということで、県が負担してくれる事業でございます。

これにつきましては、農地が集積ができればその集積率によって、若干の差はございますけれども、地元が負担する7.5%分を県が肩がわりしてくれるといった事業でございますので、今、特に真田につきましては、いろいろと農業関係の組織もありますし、そういったところで集積できる可能性は十分あるんじゃないかというところで、その7.5%が若干安くなる可能性は十分あると思います。

そういった話も並行して、地元のほうに説明をしながら、なるべく地元負担金が安くなるような、せっかく圃場整備した農地に耕作放棄地等が出るようでも困りますので、そういった将来を見越した計画を立てていただくようなことをお願いをしていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） もう一度、87ページの彫刻の道のことでお聞きをいたします。

整備を進めておられるんですが、実際の一般への公開の時期というのは、いつごろ想定をされているのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 一般への公開の時期ということでお答えいたします。

今、当初の予定では、本年この時期にオープニングをやろうと計画していたところですが、いろいろ関係者と協議するに当たって、オープニング自体はやはりある程度整備が完了してから行うということで話をしております。

あと、今、構想によりますと、彫刻があと3体ぐらい入る予定ですので、2年おきに入っても、正式にオープニングは約6年後になるかなと今考えているところでございます。

ただし、一般公開につきましては、現在ちょっとトラロープ等により防護をしておりますが、今回、計上しました予算の執行ができましたら、安全対策等も十分できると思いますので、公開にはしていきたいと、一般の方が見れるような形にしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ここで休憩とします。午後に行います。休憩します。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、午後の会議を再開します。

なお、7番、河村隆行議員が出席されましたので、出席議員数は、したがって11名です。

議案第44号平成28年度吉賀町一般会計予算の質疑が残っておりますので、それを続行します。

質疑はありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 73ページの農業振興費についてお聞きします。

016の半農半X支援事業補助金、あるいは青年就農給付金等、昨年度これは県の事業ということで、県の支出金ですが、昨年度半農半Xが648万円。青年給付金が300万。それぞれ今

年度は増額となって876万円、825万円というふうになっておりますが、一応、補正では減額として半農半X、四百何万減額しての補正となっております。

こうした補助金を返さなきゃいけないが、いずれも県としては増額となった補助金でございますが、これの増額となった背景というのがわかりましたら。

それで、せっかくの給付金でございますので、その財源を有効に使うということについてのちょっと一般質問的なことになるのかもしれませんが、そういった手段といいますか、対策についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

この2つの事業とも、その事業に取り組まれる方がいないと実際予算等にはつけておっても補助金については使えないというのが、議員さん言われたとおり、実情でございます。

半農半X事業につきましては、昨年度3人ということでございましたけれども、今年度27年度中にいろいろこの事業に取り組みたいという方ともお話をさせてもらって、この28年度は今のところ1組の御夫婦、それと5人の方、全て新規ですが、いわゆる夫婦を含めて7人ということで予算計上をさせてもらっております。

それから、青年給付金につきましては、昨年度は経済対策もありましたので、前倒しで給付したのもありますが、合計で5人の方に給付をしております。28年度も継続でやられる方が4人の方と、それから御夫婦1組、計6人ということで予算計上させてもらっております。

それから、有効的ということなんですが、半農半Xにつきましては、いわゆる農業プラスXという事業でございます。そのX部分の幅を広げて、農業と兼業で、もう一つでも仕事をしよう。そのX部分の多様化というのをいろいろ模索していく必要があるかというふうに思っております。

また、これは農業が絡まないといけないわけなんですが、菌床椎茸というのがございます。この菌床椎茸につきましては、いわゆる農業部門というふうに捉えることもできますので、菌床と半Xというところも今からは進めてやってみたいなというふうに考えているようなことでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 84ページの観光費003観光振興対策費の、下から3番目で観光協会補助金がございます。この補助金の中身とそれから観光素材の発掘の状況についてわかる範囲でよろしいので、お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 観光対策事業費の観光協会補助金についてお答えいたします。

これは、一昨年度に引き続きまして、観光素材発掘及び観光協会の活性化のために人件費等を補助しているものでございます。

今年度におきます主な事業としましては、ホームページを新規に立ち上げようと思っております。これが、概算で言いますと、67万円。それと人件費が369万円。あと委託費、今の観光素材発掘の委託費が160万円。その他、情報誌の作成が113万円という、主な内訳で申し上げますと以上のような内訳になっております。

2カ年にわたって行っております観光素材発掘の計画でございますが、現在、まだまだ観光協会自体の機関決定ではないので、概略を申し上げますと、大きな素材を2つに決めて、今後具体的にどのように動きをしていくかというのを今観光協会の役員会、いろんな場所で協議中でございます。今年度中には固まると思っておりますので、また観光協会からの報告を待ちまして、町としての対応と申しますか、支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 70ページの労働諸費で、雇用対策費の003雇用対策事業費がありますが、この下にあります雇用促進及び資格取得支援助成金がありますが、これらの周知の方法等について、どのような形で行われるのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 雇用対策事業費の雇用対策促進及び資格取得支援助成金ということでお答えいたします。

この内容につきましては、概略を申し上げますと、新規雇用及び町内事業者がハローワーク等を通じて雇用した場合に新規採用者に対する支援とそれに付随して資格をとった場合の助成を行うものとして周知しております。

昨年度から行っている事業でございますが、まずこれまでは商工会等での情報共有、連絡の会議が都度都度ございますので、そういうときにはこういうことがあるということを周知しているところでございます。

また、高校等を個別に伺いまして、吉賀高校の卒業生で新規採用者があった場合、個別の対応をしているところでございます。

企業に関しましては、関連企業にはその都度周知しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 59ページ、この児童福祉総務費ですけれども、これの

016子育て支援ヘルパー派遣事業費というのがありますけども、対象者の条件、それから事業の委託先がどのようなものになっているのかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） 対象者は中学校3年生までの子どもがいる過程で日常生活を営むのに支障が生じている世帯ということになっています。

具体的に申し上げれば、虐待が疑われる世帯や、育児放棄、それから保護者に生活管理能力がやや不足している場合で生活を維持することが困難である世帯を我々のほうで把握をさせていただいて、アウトリーチというような格好で事業を進めていきたいというふうに思っています。秘匿にしようとする傾向がありますので、なるべく情報が漏れないような格好で、我々のアウトリーチが漏れないような格好でいろんな機関を通じてリサーチをしていくというふうなことになるかと思えます。

業務委託の内容ですけども、やはり高度な専門性を要しますので、介護福祉等の資格を有するような職場ということになりますと社会福祉協議会しか考えられませんので、本来ならよしかの里にもそういったことになってほしいという気持ちはあるんですが、現在は社会福祉協議会を委託先として予定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 説明を既にいただいている分で申しわけないのですが、43ページ、企画費の050の下から7番目の調査委託料、既存資源の活用ということでありますけども、もう一度調査委託料について御説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 調査委託料、これは資源の有効活用の調査ということで御説明いたしました。

吉賀町内、水質日本一に輝いています高津川を主とした水の資源、それと山の資源、いわゆる山林の有効活用ですが、このような有効な資源を今からどう活用していくか、活用できるものかどうかも含めまして調査したいと思っております。

具体的には、盛太ヶ岳周辺の水及び太陽光発電、今のトンネルの湧水や有効活用といったところを今後調査していく予定でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、藤升議員。

○議員（8番 藤升 正夫君） 今の調査委託料の件ですけども、調査されるというのはわかるのですが、どういう形でこの調査をするのか、もう少し調査のやり方、どんなやり方で調査される

のかというのがわかりましたら、お願いします。

○議長（安永 友行君） 中谷町長。

○町長（中谷 勝君） この件につきましては、私が前々から活用したいというように思っていた、トンネルの湧水が錦川に流れておる、これをどうしたらこちらに持ってこれるだろうか。そうすれば、どのぐらいの経費がかかるであろうかというようなことを調査してもらおうと。

盛太ヶ岳の湧水がありますので、これを活用できないかということがございましたので、これを、水質はヒ素はないようでございますけれど、水質調査、またそれをどういう形で売っていかうかということ、それと小水力の発電所の排水をもう一度使うことができないかということ、盛太ヶ岳の栗園が荒れておりますのでこれの再活用ということで、太陽光発電ができないかという、この4つの調査をお願いしようというものでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 70ページ、労働費、雇用対策費の003雇用対策事業費、雇用促進及び資格取得支援助成金ということについて詳細といたしますか、資格取得に対する補助金だと思いますが、いろんな資格がありますが、とりあえず今思われている資格についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 雇用促進助成金のことについてお答えいたします。

いわゆる対象となる資格というものでございますが、現在想定しておりますのは、新規採用者等を雇用した場合にその業務に直接必要な資格ということを想定しております。例えて言うならば、大型車の運転免許等、例えばその業務を遂行上必ず必要となる業務を想定しているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） そうした補助金のあれですが、上限がございませうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

従業員の新規雇用につきましては、対象従業員雇用1人につき20万円。あと新規採用者であった場合は20万円上乗せという制度になっております。

それと資格取得につきましては、助成対象経費1人につき30万円としております。いずれにおきましても、助成対象外経費等いろいろ細かい規定がございませうので、そこは要綱で定めるところでございませう。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 52ページ、民生費のほうで011生活困窮者自立支援制度というのが684万5,000円ありますが、このことは生活保護世帯とは別個の考え方の制度なのか、それとも生保を受けてない方を対象としたような制度、どういうふうな制度かなとお伺いしたいんです。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） お答えいたします。

この制度は、平成25年12月に成立をしました生活困窮者自立支援法という法律に基づいて施行される事業で、施行期日は平成27年4月1日ということですから、平成28年度で2年目を迎えております。

委託先として、社会福祉協議会に委託をしておりますが、今、議員おっしゃられるように、生活保護がこの10年間の間に平成18年度までは80万人ということで、生活保護制度が始まって以来ずっと80万人だったわけなんですけども、50年間、60年間ぐらい。それが一気に、平成18年、19年からうなぎのぼりになって、現在200万人になっています。

社会保障費の膨らみとともに、そういった10分の10で措置費を賄うということでは国としても大変だということで、生活保護に脱落をしていく一歩手前のところで、きちんと自立助長のためのソーシャルワークを実施することで生活保護にならないように予防をしていこうという制度です。

ただ、この制度は、具体的にさまざまな補助金であるとか、助成金であるとか、交付金であるとか、そういったものをその対象者に給付をして自立助長を促すというものではございませんで、就労支援であったり、生活全体を我々のほうでアセスメントをして、こういう部分についてはこういうふうにしたほうが良いというような、指導であったり、助言であったり、それから黒子となったのサポートということですので、なかなか実効性が上がらないというところがあるんですけども、ただ、これが機能するとそれはそれなりに何%の方々は生活保護に脱落していくのを防ぐことはできるというふうに思っておりますし、そういうふうにしていくことが法の趣旨でございますので、またいろんな技術力を高めて、実施をしていかなきゃいけないというふうには思っています。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この制度自体では、大体何名ぐらいの方を対象に見込んでおられるのか、もしわかれば難しいかもわかりませんが、ひとつ。

○議長（安永 友行君） 宮本保健福祉課長。

○保健福祉課長（宮本 泰宏君） この対象者ですけども、もちろん民生委員さんから連絡があっ

たり、いわゆる関係機関から連絡があつて、我々がその把握をして、我々のほうでアウトリーチをして先方様にお伺いをするという場合もあれば、やっぱり生活の困窮を訴えられて、それで我々のほうに申し出をされるケースもあります。

平成28年3月4日までの実績を申し上げますと、新規の相談受付件数としまして、16件。そのうちのプランを作成した件数として、6月に1件、7月に1件。ですから、16分の2については、プランの作成が必要であるということで、プランを作成させていただいて、この方々については、今は自立助長に向かっておりますけれども、やはりぎりぎりのところで生活をされておられますので息の長い作業になるというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ないようですが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） あすもありますので、それでは、ここで質疑は保留をして打ち切ります。

日程第11、議案第44号平成28年度吉賀町一般会計予算の質疑は保留しておきます。

—————・—————

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会とします。

午後1時30分散会

—————